

# 令和4年度事業計画（アクションプログラム目標）について

群馬県担い手育成総合支援協議会

## I 基本方針

農業・農村を取り巻く状況は、農業の担い手不足、高齢化が進行しており、荒廃農地の解消等が地域の課題にもなっている中で、農業を持続性・発展性のある産業として次世代へ引き継ぐためには、認定農業者等の担い手の育成・確保等が重要となっている。

一方、新型コロナウイルス感染症は、本県農業にも甚大な影響を及ぼしたことから、引き続き感染症対策をあわせた農業経営等の活動が求められている。

こうした状況の中、本協議会では、アクションプログラムの目標達成に向けた取り組みをはじめ、農業経営の法人化、経営継承、人材確保、経営コスト削減等様々な経営課題に対して支援を行うとともに、担い手への農地の利用集積を推進するため、地域担い手育成総合支援協議会や、県関係機関、団体と連携を図り、次のとおり取り組むものとする。

## II 重点的取組事項

### 1 アクションプログラムの目標達成に向けた取り組み

認定農業者、農業法人、集落営農の育成・確保、新規就農者の増大並びに担い手への農地の利用集積に関する目標達成に向け、様々な対策に取り組む。

### 2 認定農業者への誘導と再認定の取り組みの推進

認定農業者等の確保を図るため、基本構想水準到達農業者、農業法人、認定新規就農者、人・農地プランで位置づけられた者等を認定農業者へ誘導するとともに再認定を推進する。

### 3 集落営農法人の支援と組織化の推進

集落営農法人等が抱える経営課題に対して、県農業再生協議会と連携を図りながら経営管理能力の向上や、持続性のある組織活動・運営等に向けた取組を支援するとともに、担い手不足が見込まれる中山間地域等における集落営農の組織化、法人化を推進する。

### 4 担い手への農地集積、集約化の取組支援

人・農地プランで定められた地域の中心となる経営体（担い手）等への農地集積、集約

を一層推進するために、農地中間管理機構と連携しながら地域協議会等の取組を支援する。

#### 5 経営感覚のあふれる農業者の育成支援

農業経営の課題解決に向けたスタートアップ企業等と連携し、税理士等との専門家による経営論を学べる場を提供する。

#### 6 肥料コスト低減体系の確立支援

化学肥料原料の高騰等、社会経済情勢の変化による影響を受けにくい農業経営を進めるため、慣行の施肥体系から肥料コスト低減体系へ転換する取組を支援する。

### III 活動計画

#### 1 総会・幹事会の開催

##### (1) 総会

アクションプログラム、年次事業計画および収支予算等を決定するために総会を開催する。

##### (2) 幹事会

担い手育成・確保のための事業計画および収支予算、アクションプログラム等の検討をするために幹事会を開催する。

#### 2 担い手育成・確保対策事業の実施

##### (1) 農業経営総合対策事業（県単）

###### ア 農業経営改善研修会の開催

農業経営改善に関するセミナーの開催を通して、認定農業者等の経営発展等に向けた取り組みの支援を行う。

###### イ 集落営農塾等の開催

集落営農法人等の抱える様々な課題の解消を図るために集落営農塾を開催し、法人経営の安定や、経営確立に向けた取組の支援を行う。

###### ウ その他

##### (2) 群馬県認定農業者連絡協議会の運営

認定農業者が抱える経営課題の解決に向けて、健全な農業経営の発展・確立のために研修会の開催等の活動を行う。

(3) 地域連携支援事業（日本政策金融公庫）

中核的担い手である認定農業者等の経営体質の強化、経営感覚を育成するため、先進的な農業経営者のセミナーの開催、スタートアップ企業との連携、専門家による経営論を学べる場を提供する。

(4) 肥料コスト低減体系緊急転換事業（国庫）

化学肥料と資材が高騰するなか、肥料コストの低減体系へ転換を図る地域へ交付金を交付する。

(5) 荒廃農地対策

荒廃農地地の再生利用並びに荒廃農地の発生防止、解消等に係る政策等の周知活動を行う。

3 構成機関との連携・協力

県協議会の構成機関との情報共有を含めた積極的な連携・協力を図り、的確、効果的な活動を行う。

アクションプログラム  
担い手育成・確保の目標（令和4年度末）

	現 状 (令和3年度)	令和4年度末 目 標	
		年間確保 目 標	年 度 末 目 標
県・国による 認定農業者	280 経営体	70 経営体	350 経営体
農 業 法 人	918 法人	22 法人	940 法人
集落営農組織数	130 組織	8 組織	138 組織
新規就農者数 (45歳未満)	年 173 人	年 170 人	年 170 人
担い手への農地の 利用集積目標(%)	41.5%	12.7%	54.2%

※ 認定農業者と農業法人は一部重複する。

※ 担い手への農地の利用集積目標の「担い手」とは、①認定農業者、②基本構想水準到達者、③集落営農経営、④認定新規就農者とする。